

# 木津川市土木工事検査基準

## (目的)

第1 この基準は、木津川市建設工事等検査規程（平成19年木津川市告示第116号）第8条の規定に基づき、木津川市の所掌する土木工事の請負契約に係る検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

## (検査の内容)

第2 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約書及び設計図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判定を行うものとする。

## (工事実施状況の検査)

第3 工事実施状況の検査は、契約の履行状況、工程管理及び安全対策等の工事管理状況に関する各種の記録（写真・ビデオによる記録を含む。）（以下「各種の記録」という。）と、契約書及び設計図書とを対比し、別表1に掲げる事項に留意して行うものとする。

## (出来形の検査)

第4 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と、契約書及び設計図書と対比し、別表2の基準に基づき行うものとする。

ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

なお、出来形寸法等の適否判定は、京都府の「土木工事施工管理基準」の出来形管理基準により行うものとする。

## (品質の検査)

第5 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と、契約書及び設計図書とを対比し、別表3の基準に基づき行うものとする。

ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

なお、品質規格の適否判定は、京都府の「土木工事施工管理基準」の品質管理基準により行うものとする。

(出来ばえの検査)

第6 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

(随時検査の実施)

第7 随時検査は、工事工程の適期に工事実施状況、出来形等を検査し、工事の適正な施工を確保するとともに、完成検査の円滑な執行に資するため実施するもので、その実施基準は別紙1によるものとする。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から適用する。

別表 1（第 3 関係）工事の実施状況の検査留意事項

項 目		関 係 書 類	内 容
1	契約履行状況	関係図書等	契約履行の状況、指示・承諾・協議事項等の処理内容
2	工程管理	実施工程表、工事打合簿	工程管理状況及び進捗内容
3	安全対策	設計図書、工事打合簿	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況、独自の工夫

別表 2 (第 4 関係) 出来形寸法検査基準

工 種			検 査 内 容	検 査 頻 度	
共 通	一 般 施 工	共 通 的 工 種	矢板工	基準高、偏心量、 打込長、延長	施工延長 200m 以内は 2 箇所以上 施工延長 200m 以上は 100m につき 1 箇所以上
			法枠工 吹付工 植生工	厚さ、法長、間隔、 幅、延長	施工延長 200m 以内は 2 箇所以上 施工延長 200m 以上は 200m につき 1 箇所以上
		石・ブロック積 (張)工	基準高、法長、厚 さ、延長	施工延長 200m 以内は 2 箇所以上 施工延長 200m 以上は 100m につき 1 箇所以上	
	土 工	基準高、幅、法長	施工延長 200m 以内は 2 箇所以上 施工延長 200m 以上は 200m につき 1 箇所以上		
河 川	築 堤 護 岸		基準高、幅、厚さ、 高さ、法長、延長	施工延長 200m 以内は 2 箇所以上 施工延長 200m 以上は 200m につき 1 箇所以上	
	浚 渫 (川)		基準高、幅、深さ、 延長	施工延長 200m 以上は 200m につき 1 箇所以上	
	樋 門・樋 管		基準高、幅、厚さ、 高さ、延長	水門、樋門、樋管は本体部、呑口部につき構造 図の寸法表示箇所の任意部分	
	水 門			函渠は同種構造物ごとに 2 箇所以上	
砂 防	砂 防 ダ ム		基準高、幅、厚さ、 延長	構造図の寸法表示箇所の任意部分	
	流 路		幅、厚さ、延長	施工延長 200m 以内は 2 箇所以上 施工延長 200m 以上は 200m につき 1 箇所以上	
	斜 面 対 策		基準高、幅、厚さ、 高さ、延長	施工延長 200m 以内は 2 箇所以上 施工延長 200m 以上は 100m につき 1 箇所以上	
道 路	道 路 改 良		基準高、幅、厚さ、 高さ、延長	施工延長 200m 以内は 2 箇所以上 施工延長 200m 以上は 100m につき 1 箇所以上	
	舗 装	路 盤 工	基準高、幅、厚さ	施工延長 200m 以内は 2 箇所以上 施工延長 200m 以上は 200m につき 1 箇所以上 厚さは、1 km につき 1 箇所以上	
		舗 装 工	基準高、幅、厚さ、 横断勾配、平坦性	基準高、幅及び横断勾配は、施工延長 200m 以 内は 2 箇所以上、施工延長 200m 以上は 200m につき 1 箇所以上 厚さは、施工面積 10,000 m <sup>2</sup> 以内は 2 箇所以上、 施工面積 10,000 m <sup>2</sup> 以上は 10,000 m <sup>2</sup> につき 1 箇 所以上コアーにより検査	
	橋 梁 下 部		基準高、幅、厚さ、 高さ、スパン長	スパン長は、各スパンごと その他は同種構造物ごとに 1 基以上につき構 造図の寸法表示箇所の任意部分	
橋 梁 上 部		部材寸法 基準高、支間長、 中心間距離、キャ ンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の 任意部分 その他は 5 径間以内は 2 箇所以上 5 径間以上は 2 径間につき 1 箇所以上		

工 種		検 査 内 容	検 査 頻 度
道 路	コンクリート橋 上部	部材寸法 基準高、幅、高さ、 厚さ、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の 任意部分 その他は5径間以内は2箇所以上 5径間以上は2径間につき1箇所以上
	ト ン ネル	基準高、幅、厚さ、 高さ、深さ、間隔、 延長	両坑口のほか 施工延長 200m以内は3箇所以上 施工延長 200m以上は200mにつき1箇所以上
その他の構造物		工種に応じ、基準 高、幅、厚さ、高 さ、深さ、法長、 長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する。

- 備考 1 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の事由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、監督職員の確認資料及び品質証明書等により、検査することができる。
- 2 施工延長とは施工延べ延長をいう。
- 3 表中の検査頻度を原則とするが、現地状況等を勘案して適宜実施することができる。

別表3 (第5関係) 品質検査基準

工種		検査内容	検査方法
共通	材料	品質及び形状は、設計図書等と対比して適切か。	1 観察又は品質証明書等により検査する。 2 場合により実測する。
	基礎工	1 支持力は、設計図書等と対比して適切か。 2 基礎の位置、上部との接合等は適切か。	1 主に施工管理記録及び観察により検査する。 2 場合により実測する。
	土工	1 土質、岩質は、設計図書等と一致しているか。 2 支持力又は密度は、設計図書等と対比して適切か。	
	無筋、鉄筋コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策等は、設計図書等と対比して適切か。	主に実際に操作して検査する。
	構造物の機能	構造物又は付属設備等の性能は設計図書等と対比して適切か。	
道路	舗装	路盤工	1 路盤材料の合成粒度は設計図書等と対比して適切か。 2 支持力又は締固め密度は設計図書等と対比して適切か。
		アスファルト舗装工	1 主に既に採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理資料より検査する。 2 場合により実測する。

備考 1 表中の工種以外のものについては、上記に準じて適切に行うことができる。  
2 品質確認上、必要のある場合は破壊検査等を行って適宜確認するものとする。

## 別紙 1

### 土木工事の随時検査実施基準

- 1 工事請負契約書第 3 3 条に基づき部分使用するもの  
(例) 橋梁、トンネル、下水道施設などの主要な構造物で、工事中に部分使用を行う必要がある場合等
- 2 橋梁等鋼構造物の製作工に係る仮組（規格品を除く）  
橋梁等鋼構造物とは、橋梁、水門、起伏ゲート、特殊構造物などとし、簡易なものを除く。  
(注) 材料、原寸検査は監督職員が行う。
- 3 橋梁等鋼構造物の製作工に係る仮組をシミュレーションシステムとした場合のほか、必要に応じて現場架設工完了時に鋼橋架設工項目（架設工、現場継ぎ手）等を確認する。
- 4 トンネル工  
支保工完了時（支保工変更ごと）とする。
- 5 下水道工事の管渠（シールド）工  
一次覆工完了時とする。
- 6 その他、特に必要と認められるもの  
○特に必要と認められるもの  
(例) 別途工事の施工により発注工事の出来形等が完成検査時に確認できなくなるような場合や足場等の撤去により完成検査時に現状の出来形や出来ばえが確認できなくなるような場合など

備考：随時検査により確認した出来形等の結果は、検査結果として整備し、完成検査時に提出するものとする。